



# 下痢・嘔吐の児童対応について（小・中学校）

1名でも下痢・嘔吐の児童がいたら、下痢・嘔吐物からの感染を防ぐための対応をお願いします。

## 1 感染拡大の防止（便失禁・嘔吐発生時）

- ・ 周囲の児童を別の部屋に移動させましょう。
- ・ 2方向、窓やドアを開けて換気をしましょう。
- ・ マスク、手袋（2重）、エプロンを着用して処理しましょう。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムを用い、適切な濃度で希釈し、下痢・嘔吐物から半径2mの範囲を消毒しましょう。
- ・ 消毒液は、その都度作成しましょう。（消毒効果が時間とともに低下するため作り置きはしない。）
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムは、開封日を記載し、冷暗所で保管しましょう。
- ・ 日頃から正しい手洗いを心がけましょう。

## 2 福祉保健センターへの報告 「学校における感染性胃腸炎および食中毒発生時対応マニュアル（YCAN）p.5より」

### ・報告基準

1 クラスで6人以上または、全校児童の2割以上の児童が嘔吐・下痢で欠席した場合

### ・報告方法

第一報は「横浜市教育委員会健康教育・食育課保健係 TEL671-3275」へ電話連絡。  
その後、学校医と「栄福祉保健センター福祉保健課 TEL894-6964」への報告をお願いします。

## 福祉保健センター調査時のお願い

### 準備していただくもの

- ・ 学校平面図（教室の配置図）
- ・ 有症状者・欠席者一覧
- ・ 健康観察集計表（前2週間分）
- ・ 学校行事予定表（前月と今月分）
- ・ 献立表（前月と今月分）
- ・ 調理従事者個人別健康観察記録
- ・ 児童生徒の男女別人数
- ・ 教職員の男女別人数
- ・ 給食関係書類（前2週間）

### 調査時に聞き取ること

- ・ 患者数（重傷者数）、患者別状況、医療機関受診有無
- ・ 校内での嘔吐・便失禁の状況
- ・ 現在実施対応策・保護者への状況の周知について
- ・ 消毒方法や手洗いの指導・啓発方法
- ・ 今後の行事予定等の確認

検便（複数名）のご協力をお願いする場合があります。

終息までの間、経過を確認いたします。

### 終息とは？

- ①最終発症者から3日間程度、  
当該施設内での新規発症者が無い場合 かつ
- ②校内での嘔吐が3日間無い場合



栄福祉保健センター福祉保健課 健康づくり係  
TEL：045-894-6964（平日）/045-894-8181（休日・夜間）  
FAX：045-895-1759  
E-mail：sa-kansen@city.yokohama.jp